

# 「毒物劇物取扱者合格教本」正誤表 初版 第 8 刷

(2018 年 1 月 31 日更新)

技術評論社 書籍編集部

## お詫びと訂正

本書の以下の部分に誤りがありました。ここに訂正するとともに、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

### 第 8 刷をお買い上げの方へ

#### P.32 問題 2 2 行目

誤	(平成 19 年東京都)
正	(平成 20 年東京都[改])

#### P.32 問題 3 2 行目

誤	(平成 19 年東京都)
正	(平成 20 年東京都)

#### P.41 「●運搬方法（施行令第 40 条の 5）」の上から 3 行目

#### P.46 表「※2 業務上取扱者の届け出（施行令第 42 条）」の上から 3 行目

の別表 2 は「毒物及び劇物取締法施行令」の別表 2 になります。

具体的な内容は、正誤表最終ページの別紙の別表 2 をご覧ください。

#### P.112 問題 1 上から 6 行目

誤	HCIO（時亜塩素酸）
正	HCIO（次亜塩素酸）

P.117 問題 10 1行目

誤	(平成 19 年東京都)
正	(平成 20 年東京都)

P.227 下から 3 行目 ジメチルアミンの化学式

誤	ジメチルアミン [ $(\text{CH}_3)_2\text{NH}_2$ ]
正	ジメチルアミン [ $(\text{CH}_3)_2\text{NH}$ ]

以上

**別紙** 「毒物及び劇物取締法施行令」の別表 2

別表第二（第四十二条関係）

- 一 黄燐りん
- 二 四アルキル鉛を含有する製剤
- 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
- 四 弗ふつ化水素及びこれを含有する製剤
- 五 アクリルニトリル
- 六 アクロレイン
- 七 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 八 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 九 塩素
- 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素六パーセント以下を含有するものを除く。）
- 十一 クロルスルホン酸
- 十二 クロルピクリン
- 十三 クロルメチル
- 十四 硅けい 弗ふつ化水素酸
- 十五 ジメチル硫酸
- 十六 臭素
- 十七 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十 ニトロベンゼン
- 二十一 発煙硫酸
- 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
- 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸十パーセント以下を含有するものを除く。）で液体状のもの